

平成 29 年 12 月 16 日
AMUSE 規定第 6 号

改定 令和 3 年 12 月 18 日
改定 令和 5 年 5 月 28 日

学術外科医優秀賞 (Academic Surgeon Awards) 表彰規程

第 1 条 【目的】

外科学教育の重要な柱である学術活動を奨励するとともに、優秀な人材の輩出に寄与する副次的効果を期待するため、一般社団法人 AMUSE 社員（以下、「社員」という。）の優秀な学術活動を顕彰することを目的として、この規程を定める。

第 2 条 【被表彰者】

表彰は、医師免許取得後 10 年以下の社員の中から次の者について行う。但し、(3) 敢闘賞の対象については研修医に限る。

- (1) 学術最優秀社員 1 名
- (2) 学術優秀社員 若干名
- (3) 敢闘賞 1 名 (該当社員の発生時のみ)

第 3 条 【表彰】

- ① 表彰は、毎年 12 月に学術最優秀社員、及び学術優秀社員に対し、表彰状を授与して行う。
- ② 学術最優秀社員、及び上位 2 位、3 位、敢闘賞を受賞した社員には、一般社団法人 AMUSE の費用を持って副賞が贈られる。
- ③ 副賞の内容は、原則現金支給とする。海外学会への出張、または短期海外施設見学の行使の権利である。但し、学会が開催されない、または海外等への渡航制限があるなどの特別な事情下においては、専門書書籍代、研究の為に拡大鏡購入代金など、受賞者自身のスキルアップの為に副賞を使用することとする。

当該権利の上限金額は以下とする。

- 最優秀社員 10 万円
- 2 位受賞の社員 5 万円
- 3 位受賞の社員 3 万円
- 敢闘賞受賞の社員 (該当者発生時のみ) 代表理事表彰状進呈

- ④ 前項の権利行使の期間は、表彰後1年間限り1回とする。
- ⑤ 原則、AMUSEへ登録済みの会員振込口座へ振込の方法により副賞を受けることができる。

第4条 【表彰選考基準】

1. 第1号に定める表彰については、別表1「論文の評価」及び別表「学会の評価」に基づく合計点数の上位10名を選考する。
2. 前項の評価の対象期間は、毎年10月1日から翌年9月末日までの1年間とし、この間に発表あるいは公表があった論文、症例報告、学会口演等とする。

第5条 【被表彰者の推薦】

1. 各診療科の教授は、前条に該当すると認められる者があった場合は、一般社団法人AMUSE代表理事（以下「代表理事」という。）に推薦することができる。
2. 前項に規定する推薦は、別に定める様式に所定事項を記入し、前条第2項に定める対象期間終了後1か月以内に行う。その際、必要に応じて参考資料を添付するものとする。

第6条 【被表彰者の決定】

被表彰者の審査等は理事会で行い、代表理事が第2条に規定する被表彰者を決定する。

第7条 【表彰の取消】

表彰後、被表彰者に表彰の趣旨に反する行為、または表彰の対面を汚す行為があったときは、代表理事は、理事会に諮り表彰を取り消すことができる。

第8条 【雑則】

この規程に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、代表理事が理事会の議を経て別に定める。

附則

1. この規程は、平成29年12月16日から施行し、第4条第2項に規定する。
2. 評価の対象期間は、平成29年度に限り平成29年10月1日から平成30年9月30日までとする。